新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度と労災保険特別加入

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(以下医療従事者支援制度)は、 国の「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」制度を活用し、医療機 関に勤務する医療従事者が業務上の事由により新型コロナウイルス感染症に罹患し、政 府労災保険等の認定を受け休業 4 日を経過した場合に休業補償保険金を、死亡された場 合に死亡補償金をお支払いする制度(労災上乗せ保険)です。

したがって、補償の対象は労災保険の被保険者である職員であり、労災保険の対象と ならない事業主である開業医の先生方ご自身(医療法人の場合は役員)は補償の対象と はなっていません。

ただし、職員が100名以下の医療機関であれば、労災保険の特別加入者となることにより、事業主である開業医の先生方ご自身(医療法人の場合は役員)を補償の対象とすることができます。

開業医の先生方の多くは特別加入をされていないのが現状です。特別加入者となるためにはいくつかの要件がありますが、特に、すでに労働保険の事務を委託されている先生方にとっては、要件の一つである「労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること」がネックとなっているようです。

これは、労働者災害補償保険法第33条に規定されており、すべての事業に共通の要件であることから、現状では如何ともしがたい点であることをご了承ください。

診療の最前線で働いておられる開業医の先生方は、新型コロナウイルスに限らず、万一のことがあった場合に備えて所得補償保険や生命保険等何らかの対策をすでに講じられておられる先生も多く、本制度加入ということだけでなく先生の業務災害全般に対する備えとしての労災保険の必要性を鑑みて特別加入についてご検討いただけますようお願いいたします。

以下、特別加入制度の概要等について記載しておりますが、まずは、医療機関の労災 保険事務を担当されている社労士等にご相談いただければと思います。

【ご参考】最寄りの全国労働保険事務組合一覧は以下からご参照ください。

https://www.rouhoren.or.jp/info/list.html

1. 労災保険の特別加入制度

労災保険は本来、事業に雇用される「労働者」の保護を目的とする制度であり、事業 主・家族従事者等「労働者」でない者の災害は、労災保険の対象となりません。

しかし、中小事業主・家族従事者の中には労働者と同様な作業をしている人もいらっしゃいます。そこで、作業の実態や災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人について、特別に任意加入を認め、一定の要件を満たす災害について保険給付を行うこととしているのが「特別加入制度」です。開業医は中小事業主等(第1種)に該当します。

2. 特別加入者の範囲

医療機関における事業主等とは、次の2つに当たる場合をいいます。

- ① 100名以下の職員を常時使用する事業主(医療機関の開設者。開設者が法人その他の団体であるときは、その代表者)
- ② 職員以外で、医療機関の職務に従事している人(開設者の家族従事者や、開設者が 法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など)

3. 特別加入の要件

次の2つの要件を満たしていることが必要です。

- ① 雇用する労働者について、労災保険の保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

4. 給付基礎日額と保険料

「給付基礎日額」とは、労災保険の保険料や給付額を算定する基礎となるものです。 特別加入する者の所得水準に見合った適正な額を申請し、労働局長が承認した額が 「給付基礎日額」となります。この「給付基礎日額」に 365 を乗じたものが「保険料算 定基礎額」となり、さらに医療業に適用される保険料率(1000 分の 3)を乗じたもの が、1年間の保険料となります。

給付基礎日額は 3,500 円~25,000 円の範囲で設定します。なお、保険年度の中途の加入・脱退については、月割(1ヵ月未満の端数があるときは、これを1ヵ月とします)で保険料が計算されます。

給付基礎日額と保険料(例)

給付基礎日額(A)	保険料算定基礎額(B)	年間保険料
	=A×365 日	$= B \times 3/1000$
¥25,000 (上限)	¥ 9,125,000	¥ 27,375
¥ 10,000	¥ 3,650,000	¥ 10,950
¥ 3,500(下限)	¥ 1,277,500	¥ 3,832

5. 補償の対象となる範囲

特別加入者は一般労働者と異なり、指揮命令を受けることなく自己の判断で業務を行うことが通常であるため、どこまでが業務行為でどこまでが事業主行為であるのか、判断するのが難しい場合があります。

原則として所定の診療時間内の被災は労災認定されますが、夜間の緊急往診で被災した場合等は事業主行為とみなされ、労災認定は厳しいというのが労働局の見解のようです。

6. 保険給付・特別支給の内容

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

療養(補償)給付	業務または通勤が原因となった傷病の療養を受けるときの給付	
休業(補償)給付	業務または通勤が原因となった傷病の療養のため、労働することが できず、賃金を受けられないときの給付	
傷病(補償)年金	業務または通勤が原因となった傷病の療養開始後、1年6カ月たっても傷病が治癒(症状固定)しないで障害の程度が傷病等級に該当するときの給付	
障害(補償)給付	業務または通勤が原因となった傷病が治癒(症状固定)して障害等 級に該当する身体障害が残ったときの給付	
遺族(補償)給付	労働者が死亡したときの給付	
葬祭料葬祭給付	労働者が死亡し、葬祭を行ったときの給付	

介護(補償)給付

障害(補償)年金または傷病(補償)年金の一定の障害により、現 に介護を受けているときの給付

● 休業補償給付の例

休業 4 日目以降、休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当額が支給 されます。 また、休業特別支給金として、休業 4 日目以降、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額が支給されます。

例えば、給付基礎日額¥25,000、休業日数20日が労災認定された場合、 ¥25,000×(60%+20%)×20日=¥400,000が給付されます。

- 遺族補償給付(給付基礎日額¥25,000、遺族(補償)年金で遺族が4人の場合
 - ①遺族(補償)年金 $¥25,000 \times 245$ 日 = ¥6,125,000
 - ②遺族特別支給金(一時金) ¥3,000,000

7. 特別加入の手続き

特別加入をするためには、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託する必要があります。労働保険事務組合以外に労働保険の事務処理を委託している場合には、労働保険事務組合に変更する必要があります。

8. 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、 厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。「全国労働保険事務組合連合会」 のホームページに各都道府県の会員事務組合名簿が掲載されています。地域によっては、 医師会や医師協同組合が労働保険事務組合となっています。

9. 労働保険事務組合への委託手続

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」 を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託する際には、団体への入会金・委託手数料等が必要になる場合がありますので、 必ずご確認ください。

10. 委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務

- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求 等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

現在、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している場合

→労働保険事務組合に特別加入の申請をすることで手続きはできます。

現在、労働保険の事務処理を労働保険事務組合以外に委託している場合

→委託している社労士等にご相談ください。